

ごあいさつ

—「台覧」されていた結髪土偶—

本冊子は、山形大学附属博物館による「結髪土偶左脚接合プロジェクト」の報告書である。平成30年(2018)7月27日、当館所蔵の結髪土偶は90年ぶりに自らの左脚との再会を果たした。左脚は、安達又三郎氏のご遺族から寒河江市教育委員会に寄贈された考古資料に含まれており、そのことに最初に気づいたのは郡山女子大学短期大学部教授會田容弘氏である。再会の経緯については、翌年3月刊行の『寒河江市史別編』考古編第1章第5節(同市史編纂委員会の大宮富善氏執筆)を参照されたい。その場に立ち会った私たちは、左脚を接合し再び結髪土偶を立ち上がらせたいという素朴な願いを抱いた。この願いは、その左脚を土偶の保存活用と学術研究のために譲渡していただいた寒河江市教育委員会の英断により、実現に一步近づいた。

つぎに直面したのは、修復費用の捻出である。当館の余裕は、通常の維持費と学芸員の雇用に充てられ、どこにも多額の修復費用に回す予算はないからである。窮余の策ということで、平成31年7月クラウドファンディング(以下、CFと略記)によりひろく呼びかけたところ、多くの方々のご支援をいただき、目標額を超過達成することができた。あらためて、ご支援をいただいた全国の縄文ファンや土偶愛好者、そして地域の皆さまに感謝申し上げる。

当館所蔵品をCFにより修復するという試みは初めての挑戦であり、その仕組みを学ぶことから始まった。その過程で、玉手英利小白川キャンパス長(現学長)をはじめ学内外の多くの方々のご助言やご協力を賜わったが、ここではご芳名を一々挙げるのを控えさせていただきたい。その後、元興寺文化財研究所での1年近い入念な修復作業をへて、令和元年9月結髪土偶は立ち上がった姿で当館に戻ってきた。

報告書には、本プロジェクトの事業報告と元興寺文化財研究所での修復の際の調査で新たに明らかになった資料を収めている。また、修復を終えて戻って来た結髪土偶の一般公開に併せて行われた令和2年公開講座「結髪土偶立ち上がる!」で講演を引き受けられた3名の講師陣からも講義概要を頂戴している。

CFの期限を前に当初の目標額を超過した時点で、ネクストゴールを設定するにあたり、①3Dプリンターによる両脚復元予想レプリカの製作、②地域の歴史と文化財を大切する心を伝えるための小学生向け教材作成を新たに加えた。前者については、本学地域教育文化部の津留研究室の協力で早速出来上がった。後者は、奈良教育大学次世代教員養成センターがSDGsを教育において推進するESDティーチャープログラムを昨年8月に山形で開催することを知り、教材作成へのご協力をお願いした。プログラムのなかで練り上げられた社会科と総合学習の指導案を収録しているので、地域の学校での活用を期待したい。

さて今回修復された結髪土偶は、この間の附属博物館の調査により発掘直後の大正14年(1925)の時点で皇太子に台覧されていたことが判明した。「台覧」とは天皇や皇族がご覧になることである。山形県教育会発行の『山形県教育』427号(大正14年12月発行)に載せる「皇太子殿下山形県行啓 教育台覧概況」に、西村山郡郷土博物出品として土偶2点が挙げられていたからである。

当時の皇太子はのちの昭和天皇のことで、大正天皇に代わって摂政を務めていた。この時の山形県行啓は、10月11日から15日まで、うち山形県庁(現在の文翔館)に設けられた「御泊所」に宿泊したのは初めの3日間であった。県庁内の一室が台覧室に充てられ、皇太子殿下は滞在期間中に3度そこを訪れたという。台覧の際に下問を承けた山形師範学校橋本賢助教諭の後日談によれば、皇太子の関心はやはり生物類の展示にあった。残念ながら結髪土偶についての下問は無かったようだ。

とはいえ、この教育台覧のお陰で、本館所蔵の結髪土偶についての展示解説資料が残されることになった。この場を借りてその解説を紹介したい。展示された土偶2点のうち、後者の大きい方について「2(大) 第二次民族の製作したもので、其様式と着色によって前者に比して稍進歩して居る事が分る 発掘地 西村山郡寒河江町大字石田 同郡同町安達又三郎氏所有」と記されている。

発掘地と所有者の記載から、その土偶が当館の結髪土偶であることが容易に推察される。しかも、「之等の土偶によって生体上の証左として髯の有無を見、其の様式によって当時の風俗習慣等を窺ふことが出来る。二点共頭部を平面的に製作してあるのが特長である」と説明を加えている。「髯(ひげ)」は髻(まげ)の誤植と判断される。平面的に製作された頭部とあり、その推察の正しさを裏付けてくれる。また着色がその当時から注目されていたことも判明する。今回の元興寺文化財研究所での修復調査の分析により、その着色顔料がベンガラによるものであることが解明されたのも、CFの成果のひとつである。

旧山形県庁での台覧は、「台覧室出陳品目録」から教育・産業・記念事業・其他に関するものの4部で構成されていた。その展示は県民には公開されたわけでは無かったらしい。したがってその台覧は、じっさい皇太子殿下の教育のための台覧であった。日本国憲法施行後に制定された博物館法(昭和24年制定)により博物館は、国民の教育、学術および文化の発展に寄与することが求められている。修復されて立ち上がった結髪土偶が、地域の人々や国民の教育、学術研究にひろく役立つ文化財として活用されることを願って、あいさつとしたい。

令和3年(2021)1月
新宮 学(前館長)